

検針票の見方

《上下水道使用量等のお知らせ》	
いつもご利用いただきありがとうございます。	
下山クラベシ41番地	
水道 太郎 様	
平成26年10月使用分 (平成26年11月請求分)	前回検針日14/09/24 今回検針日14/10/21
水栓番号 002100430	口径 13 mm
メーター番号 13-1000	用途 一般家庭用
地区 1100 下山	
○ 今回指示数	321 m ³
○ 前回指示数	292 m ³
○ 取替前水量	0 m ³
水道使用水量	29 m ³
水道料金(税込) ①	6,210 円
○ 排水種別 町水道	
下水道排水量	29 m ³
下水道使用料(税込)②	5,265 円
(参考/水道使用水量)	前月 30 m ³ 前々月 29 m ³ 前年同月 28 m ³
月ご請求予定額(税込)①+②	11,475 円
検針員	シバニ人材センター
通信欄	水道の使用開始・休止の連絡はお早めに!
《口座振替済のお知らせ》	
	平成26年8月使用分 (平成26年9月請求分)
区分	水道 下水道
料金(税込)	6,210 円 4,893 円
合計振替金額(税込)	11,103 円
振替日	平成26年09月30日
このお知らせ票により集金することはありません。	
京丹波町 水道課 0771-83-9105(直通)	
(裏面もご覧ください)	

平成26年10月末検針票を使ってご説明いたします。
【検針日】平成26年10月21日

『10月使用分』とは前回検針日9月24日から今回検針日10月21日までの1箇月間の使用分ということです。

今回(検針日10月21日)メーター指示数が『321m³』でした。前回(検針日9月24日)メーター指示数が『292』でしたので、その差の『29m³』が今回の水量になり、29m³分の料金『6,210円』を、翌月である11月にご請求いたします。
※下水道使用料も同様の表示を行っています

《口座振替の方へのお知らせ》
前々回の検針日8月下旬のメーター指示数に基づいて、9月分としてご請求する旨お知らせしてあった水道料金6,210円を、9月30日付けでお届けの通帳から引き落としさせていただきました、という旨のお知らせです。

既に8月末にお渡しした検針票に記載の請求予定料金のお支払い結果のお知らせです。
※下水道使用料は経過措置期間中(平成26年10月請求分)であり、同じ使用水量でも請求金額が異なっている場合があります。